平成２８年（フ）第２４３号
茨城県土浦市生田町３番６号　高野荘１号
債務者　柳澤　昭男
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
静岡県富士市大淵2094番地
債務者　中山　　正
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５３５号
静岡県浜松市東区積志町1489番地の３
債務者　福田　善永
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０３０号
名古屋市北区楠味鋺４丁目2216番地　市営東あじま荘１棟208号
債務者　吉田　昌子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６４号
香川県高松市高松町161番地１
債務者　打越由紀子（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
香川県高松市香川町川東上1851番地６
債務者　梅山　秀樹
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2073番地
債務者　江島　貴一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2073番地
債務者　江島　典子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
長崎県長崎市古川町６番29号　茅野ビル801号、旧住所東京都中野区本町１丁目14番12―506号
債務者　茅野　友裕（旧姓酒田）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
長崎県長崎市戸石町1299番地３　林アパート201号
債務者　古場久美子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
大分県速見郡日出町大字豊岡801番地17
債務者　谷川　　彩
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
鹿児島県指宿市十町1952番地22　センチュリーカーサ章203
債務者　濵田　健一
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第７９０号
宮城県亘理郡亘理町字北新町６番地１　武田ハイツＡ―101、従前の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字一郷33番地２
債務者　佐藤　武雄
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
秋田市濁川字三升作１番地72
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４号
秋田市御所野下堤１丁目14番４号　サンビレッジ御所野201号
債務者　向井　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目16番21号
債務者　藤原　正彦
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７号
茨城県土浦市千束町３番15号、前住所茨城県つくば市九万坪50番地88
債務者　浅野麻衣子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係